**消防計画に追加する場合【洪水】**

**１．計画の目的に「水害時の避難」を追記**

　計画の目的に、「水防法第15条の３第１項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保」を加える。

**＜追加例＞**

（目的）

第○条　この計画は、○○法第○条第○項の規定に基づき、・・・を図ることを目的とする。

　また、水防法第15条の３第１項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２．洪水時の防災体制の項目の追加**

　「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の防災体制、防災体制区分ごとの防災体制確立の判断基準、活動内容及び活動を実施する対応要員を記載する。

**＜追加例＞**

（洪水時の防災体制）

第○条　洪水時においては、次の防災体制をとる。

【防災体制確立の判断基準及び活動内容】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 防災体制確立の判断基準 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・洪水注意報発表  ・氾濫注意水位に達した  （　 　　 川 ）（　　　　 ）地点  （　 　　 川 ）（　　　　 ）地点 | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・当施設の地域に高齢者等避難の発令  ・洪水警報発表  ・氾濫警戒情報発表  （　 　　 川 ）（　　　　 ）地点  （　 　　 川 ）（　　　　 ）地点 | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 利用者家族への事前連絡  周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・当施設の地域に避難指示の発令  ・氾濫危険情報発表  （　 　　 川 ）（　　　　 ）地点  （　 　　 川 ）（　　　　 ）地点 | 施設内全体の避難誘導  （屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。） | 避難誘導要員 |

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

**※各河川の観測所（地点）一覧・・・（　　）内記入用**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 河川名 | 平作川 | 鷹取川 | 竹川 | 松越川 |
| 観測所（地点）名 | 根岸歩道橋 | 神応橋 | 大橋 | 新佐島橋 |

※NHK dボタンの防災・生活情報（河川水位・雨量）、国土交通省 川の防災情報や神奈川県雨量水位情報で河川水位情報を確認することができます。情報収集する場合にご活用ください。

**３．洪水時の避難誘導の項目を追加**

　「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。

　※地震時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

**＜追加例＞**

（洪水時の避難誘導）

第○条　洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、次のとおり行う。

　（１）避難場所（避難所や近隣の安全な場所）

避難場所は下表のとおりとする。

施設全体が浸水するおそれがある場合や、長期的に孤立するおそれがある場合、立退き避難（水平避難）を行う。想定浸水深が浅く、家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保（垂直避難）を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

また、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 立退き避難（水平避難）の場合 | | | |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避難場所１ | ○○○○（系列施設） | 1.5 km | ・徒歩  ・車両２台 |
| 避難場所２ | △△小学校 | 500 ｍ | ・徒歩 |
| 屋内安全確保（垂直避難）の場合 | | | |
|  | 建物名称 | 避難階 | 移動手段 |
| 屋内安全確保 | 本施設（会議室） | ３　階 | ・エレベーター  ・ストレッチャー |

　（２）避難経路

　　　　避難場所までの避難経路は、別紙【施設周辺の避難地図】のとおりとする。また、屋内安全確保の場合は、停電などを考慮して階段を使用するなど、別紙【施設平面図】のとおりとする。

　（３）避難誘導方法

　　　　避難場所までの移動距離及び移動手段は以下のとおりとする。

・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

・避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

・避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用するとともに、必要に応じて蛍光塗料を塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険個所を指示する。

　　　・避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

　　　・浸水するおそれのある階または施設からの退出がおおむね完了した時点において、未避難者の

有無について確認する。

別紙　【施設周辺の避難地図】（略）【施設平面図】（略）

**４．避難の確保を図るための施設の整備の項目を追加**

　洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材を記載する。

　※自衛水防組織の装備または震災時等に備えた資器材等の記述がある場合、その他不足する資器材を

追記することでよい。

**＜追加例＞**

（洪水に備えての準備品）

第○条　第○条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

**避難確保資器材一覧（不足分の追加）**

|  |  |
| --- | --- |
| **備　蓄　品** | |
| 情報収集・伝達 | ・テレビ　・ラジオ　・タブレット　・ファックス  ・携帯電話　・懐中電灯　・電池　・携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | ・名簿（従業員、利用者等）　・案内旗　・タブレット　・携帯電話  ・懐中電灯　・携帯用拡声器　・電池式照明器具　・電池  ・携帯電話用バッテリー　・ライフジャケット　・蛍光塗料　・搬送具  ・カルテのバックアップデータ（紹介状・処方箋作成用）※医療施設等のみ |
| 施設内の一時避難 | ・水（１人あたり ○ ℓ）　・食料（１人あたり ○ 食分）  ・寝具　・防寒具 |
| 衛生用品 | ・おむつ　・おしりふき　・タオル　・ウェットティッシュ  ・マスク　・ゴミ袋 |
| 医薬品 | ・常備薬　・消毒液　・包帯　・絆創膏 |
| その他 | ・ブルーシート　・発電機　・延長コード　・ポリバケツ |

|  |
| --- |
| **浸水を防ぐための対策** |
| ・土嚢　・止水版  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**５．洪水時に係る教育・訓練の項目を追加**

　従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。

　※実情に応じ、各施設の判断で消防計画等上、実施している教育・訓練をもって代えることができる。

**＜追加例＞**

（洪水対策に係る教育及び訓練）

第○条　施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

　（１）毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　（２）毎年９月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　（３）年間の教育及び訓練計画を毎年３月に作成する。

**＝＝＝　注意事項　＝＝＝**

**以下、自衛水防組織を設置する場合のみ、項目を追加する。（設置は努力義務であり、義務ではない）**

**６．自衛水防組織の項目を追加**

　自衛水防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載する。

　※各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可能。

**＜追加例＞**

（自衛水防の組織と任務分担）

第○条　自衛水防組織について、次のとおり設置する。

（１）別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織において、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　　①毎年○月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

　　②毎年○月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情

報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

　　　自衛水防組織を組織または変更したときは、水防法第15条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該

計画を市へ報告する。